

社労士法人 大竹事務所通信

平成 30 年 8 月 (Vol. 141)



ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://www.e-jinji.jp/> ・ <http://osaka-otake.com/>

自然災害対策で知っておきたい 中小企業支援策

◆「うちはずっとここでやってきたから……」が通用しなくなった？

近年、急激な天候の変化が甚大な自然災害へとつながるケースが増えています。気候変動等の影響で台風の通過ルートが変わり、今まで影響を受けなかった地域で被害が発生する等、「今まで大丈夫だった」が通用しなくなりつつあります。

万が一被害を受けた場合、復旧に時間と費用を要するおそれがありますが、どのような支援が受けられるのでしょうか？

◆災害救助法が適用された災害時の支援

本法は、罹災者の救護を著しく困難で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した状態等である被災地に、都道府県が適用し、自衛隊や日本赤十字社に応急的な救助の要請、調整、費用の負担を行うとともに、罹災者の救助・保護のための活動を行うことを定めています。

中小企業向けには、(1)特別相談窓口の設置、(2)災害復旧貸付の実施、(3)セーフティネット保証 4 号の実施、(4)既往債務の返済条件緩和等、(5)小規模企業共済災害時貸付の適用等を行っています。

◆激甚災害に指定された災害時の支援

激甚災害法に基づき指定されると、上記の支援への追加措置として、(1)災害関係保証（特例）の実施、(2)政府系金融機関の災害復旧貸付の金利引下げが行われます。

◆自助努力としての保険・共済の活用

経済産業省が今年 3 月に公表した資料では、“中小

企業といえども、営利を目的として事業活動を行う主体であり、国の支援は事業者による自助を前提としたものである”とし、平成 28 年度の台風 10 号や平成 29 年度の九州北部豪雨の被災事業者へのヒアリング結果から、各種災害と保険対象の補償を組み合わせた総合保険や休業補償に係る商品を活用して損害をカバーしたケースに触れています。

また、保険商品の多様化を受け、細かいニーズに答えることが可能となっている一方、事業者がうまく活用するために商品の理解が不可欠であるとしています。

◆それでも B C P（事業継続計画）策定済み中小企業は 15%

上記の資料によれば、平成 28 年 3 月末時点の中小企業の B C P 策定率は 15%にとどまるということです。しかし、被災に伴う事業活動の停止によりビジネスチャンスを逃すリスクは従来に比べて大きくなっているとして、状況を改善する方策が必要としています。

【「中小企業の災害対応の強化に関する研究会」中間報告書】

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/saigai/aiikyoka/2018/180328torimatome.pdf>

66 歳以上まで働ける企業の割合に関する調査より

◆66 歳以上まで働ける企業の割合が増加

厚生労働省が公表した労働市場分析レポート「希望者全員が 66 歳以上まで働ける企業の割合について」によれば、従業員 31 人以上規模の企業で、希望者が 66 歳以上まで働ける企業の割合が、平成 29 年度で 9.7%（前年比 1.2 ポイント増）に上ることがわかったそうです。

◆企業規模が小さいほど 65 歳を超えた高齢者雇用に積極的

企業規模別にみると、31～100 人規模で 12.0%、101～300 人規模で 6.2%、301 人以上で 3.0%と、規模が小さい企業のほうが、65 歳を超えた高齢者雇用に積極的であることがうかがえます。また、ここ 5 年間では全体的にゆるやかな増加傾向が続いていていたところ、平成 28 年度から平成 29 年度にかけての伸びは大きくなっています。

◆定年廃止も約 3 割

希望者全員 66 歳以上まで働ける企業の雇用確保措置内容の内訳としては、「希望者全員 66 歳以上継続雇用」が 55.0%と最も多く、「定年なし」も 26.8%と約 3 割を占めています。建設業、情報通信業、宿泊、飲食サービス業などでは、比較的、定年を廃止とする措置が多い傾向にあり、人手不足の産業を中心に、長く働ける措置を実施している企業が多いことがわかります。

◆国も高齢者雇用に推進

厚生労働省は、従業員が 31 人以上規模の企業で、65 歳までの継続雇用を再雇用制度で対応している約 12 万社を対象に、定年制の撤廃や再雇用年齢の引上げを呼びかけるとしています。

今後は、高齢者雇用の取組みがますます求められてくる中で、企業としても、高齢者雇用に対応した処遇制度や研修体制、健康配慮の体制などを整えていく必要があります。

【厚生労働省「労働市場分析レポート」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000307818.pdf>

加速する「副業・兼業」容認

◆副業にまつわる 2 つの最新動向

いわゆる「多様な働き方」の 1 つに、「副業・兼業」（複数の企業と労働契約を結ぶ働き方）があります。今年 6 月、この副業にまつわる動きが 2 つありました。

◆副業する人の労災問題、議論開始

1 つめは、厚生労働省の労働政策審議会が、副業す

る就業者の労災について議論を開始したことです。その主な論点は以下の 2 点です。

- ・労災保険給付……本業先・副業先の賃金の合算分を基にした給付額とするかどうか

- ・労災認定……本業先・副業先の業務上の負荷（労働時間等）を合わせて業務起因性の判断するかどうか

労災は、副業を容認するにあたり、どの企業も直面しうる問題です。議論の経過が注目されるところです。

◆国家公務員の副業も容認へ

2 つめは、国家公務員の副業が一部容認されることです。

6 月 15 日に閣議決定された「未来投資戦略 2018」において、「国家公務員については、公益的活動等を行うための兼業に関し、円滑な制度運用を図るための環境整備を進める」と明記されました。ここでいう「公益的活動等」とは、特定非営利法人（NPO）等による、環境保護、教育、地方活性化等の仕事を指します。

従来、国家公務員は国家公務員法や通達により、「職務に支障が出ない活動」（大学の教員、本の執筆等）しか認められていませんでした。同様に地方公務員も、神戸市や生駒市等、認めてられている例はごく一部でした。

今回の方針決定により、公務員が副業を行うことも一般化していくかもしれません。

◆副業容認は制限とセットで

報道によれば、副業をしようとする国家公務員は、各省庁の人事担当者に届け出る必要があります。また、「副業は休日に行う」「長時間労働にならない」「副業先が政府と利害関係のある団体ではない」といった制限が設けられる見込みです。

厚生労働省「モデル就業規則」最新版（今年 1 月公表）においても、「労務提供上の支障がある場合」や「企業の利益を害する場合」等には、会社は副業を禁止または制限できると規定されています。

企業が副業を許可制・届出制とするにあたっては、上記のような制限を就業規則に規定しておくことが重要です。

健康経営の一環としていま話題の 福利厚生(飲食編)

◆健康経営とは

従業員の健康管理を経営上の課題の一つとしてとらえ、戦略的、計画的に取り組むのが、健康経営です。適正な労働時間管理や適度な運動、食事指導等の取り組みがなされる中、最近注目を集めているのが、福利厚生で従業員の食を支えるサービスです。

◆サービス事例

① 食材の宅配

有機・低農薬と無添加食品のほか、加工食品や調味料等、ライフスタイルに合わせた商品を自宅に届けてくれるサービス。旬の野菜の積み合わせで、野菜中心の健康的な食生活を送ることができる。【らでいっしゅばーやの個別宅配サービス 等】

② 社食

本格的な社食は導入できない企業向けに、1食500円で温かく健康的な食事をbuffet形式で提供してくれるサービスや、1品100円からいつでも御惣菜を選んで買えるサービス、新鮮な野菜・果物を食事と組合せて提供するサービス。【みんなの食堂、オフィスおかん、OFFICE DE YASAI 等】

③ ドリンク

自動販売機よりも品数が多く、電機代も1/10。野菜中心のドリンクや健康情報・セミナーも提供してくれるサービスや、本格的なコーヒーマシンと自社焙煎コーヒー豆を使用した高品質なサービスを提供してくれる。【オフィスオアシス、トータルオフィスサービス、KIRIN naturals 等】

④ その他

省スペースで省エネ、電子決済が可能で、会社の中に小さなコンビニができたかのようなサービス。アプリをダウンロードすれば、20分以内にお弁当を届けられるシステムもある。【mini CAFÉ、アプリ beno.jp 等】

参入する企業も増えていますが、これらを利用する企業も増えているようです。自社にあったサービスを検討してみはいかがでしょうか。

8月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

31日

- 個人事業税の納付<第1期分>
[郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分>
[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

編集後記

6月の大阪北部地震、7月の豪雨災害、梅雨明けからの猛暑に続いて、前例のない動きを見せた台風の到来など、この夏は異常気象が立て続けに起きています。毎年のように異常だと言っている気がしますが、もはや異常が通常のようになりつつあります。今月のトピックスにも挙げたように、事業継続計画(PCB)の作成や、従業員の命を守るための備えの重要性が高まっているように感じます。

今月も最後までお読みくださり、有り難うございました。(R.O)